

「酉歳御用留」（香川県東百相村別所家文書 836）



【資料名】 酉歳御用留

【年代】 寛政十三年（享和元年、一八〇一）

【解説】

別所家は、播州三木城主の別所長治を祖とし、落城の際に逃れて讃岐国香川県東百相村（現高松市仏生山町）に居住したとされている。隣り合う三名村・出作村を含めた三ヶ村の庄屋役に任ぜられた。その担当区域は、現在の高松市仏生山町・三名町・出作町一帯に該当する。さらに安永く享和・嘉永く明治初の頃には、香川郡東の大庄屋を勤めた。

資料は香川郡東全般について記されている事から郡方御用留とも呼ばれる。内容は藩主の女子出生等の藩からの触書から各村における縁組等の願まで上下、多岐にわたり、当時の高松藩政や大庄屋の職務、郡内の農村の様子など豊富な情報を含む貴重な資料である。

なお、本資料のうち、一月から四月までの翻刻文が香川県立文書館紀要第一九号、二〇号に掲載され、五月以降についても随時掲載の予定。